

平成30年1月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成30年1月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成30年1月25日(木) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員 (24人)

会長	1番	花野 隆雄	会長代理	2番	南波 快和
委員	3番	榎本 太	委員	4番	西奈美 公平
委員	5番	水澤 正明	委員	6番	大沼 和雄
委員	7番	松村 智	委員	8番	増子 強
委員	9番	榎本 喜作	委員	10番	佐藤 陽子
委員	11番	白塚 幸二	委員	12番	川上 勝之
委員	13番	馬場 勝	委員	14番	森田 謙
委員	15番	緒形 文一	委員	16番	志村 政美
委員	17番	小熊 威	委員	18番	南波 雅子
委員	19番	小泉 六助	委員	20番	桐生 正男
委員	21番	忠 貞夫	委員	22番	佐藤 常男
委員	23番	羽田野 正明	委員	24番	田村 信秀

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

報告第1号 胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者の評価結果について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号(農地法施行規則第32条)の該当による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、参事：南波明、主任：阿部正彦

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 30 年 1 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 24 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、24 番田村信秀委員、5 番水澤正明委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、12 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>12 月 27 日、胎内市農業再生協議会総会が市役所大会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>1 月 5 日、柴橋地区の農地あっせん委員会を市役所 2 階会議室で開催し、志村委員、羽田野委員、増子委員に出席していただきました。</p> <p>1 月 10 日、築地地区の農地あっせん委員会を市役所 2 階会議室で開催し、白塚委員、水澤委員、緒形委員に出席していただきました。</p> <p>1 月 15 日、第 22 回常設審議委員会が J A 新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>1 月 18 日、1 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、2 班の委員の皆様にご案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>第 1 号議案は、本総会出席委員に係る案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>初めに第 1 号議案の 1 番から 4 番を審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 4 番は、年金受給のための使用貸借による権利の再設定が 2 件、経営の拡大のための売買が 1 件、譲渡人の要望による贈与が 1 件の計 4 件であります。</p> <p>1 番の案件は、年金受給のため、平木田地内の田等について、親子間で 20 年間の使用貸借による権利を再設定するものであります。2 番の案件も、年金受給のため、苔実地内の畑について、親子間で 10 年間の使用貸借による権利を再設定するものであります。3 番の案件は、経営の拡大のため、長橋地内の畑を売買するもので、売買価格は総額〇〇〇〇円であります。4 番の案件は、山王地内の田等を親子間で贈与する</p>

	<p>ものであります。</p> <p>以上、第1号議案の1番から4番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の1番から4番の事前審査結果について、5番水澤正明事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る1月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班委員6名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案の1番から4番は、年金受給のための使用貸借による権利の再設定が2件、経営の拡大のための売買が1件、譲渡人の要望による贈与が1件の計4件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案の1番から4番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案の1番から4番については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第1号議案の1番から4番については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第1号議案の5番を議題といたします。</p> <p>なお、本案件は〇〇に関する案件でありますので、審議終了まで退室させていただきます。</p> <p>また、議事進行については〇〇〇〇をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(花野会長・退室)</p>
議長	<p>では、議長を交代します。</p>

	<p>それでは、第1号議案の5番を事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案の5番をご説明いたします。</p> <p>この案件は、経営の拡大のため、中村浜地内の畑を売買するもので、売買価格は総額〇〇〇〇円であります。申請地につきましては、平成〇〇年〇〇月の総会において、今回の譲渡人への所有権移転を承認した银杏畑であります。その場所で砂の採取を計画していた業者が平成29年4月に、業務を妨害されたとして〇〇〇〇円の損害賠償を求めて譲渡人を提訴し、何度かの口頭弁論を経た後、裁判所から譲渡人の前の所有者に畑を戻す内容の和解案が示され、原告・被告の双方がそれに合意したことを受けて売買されるものであります。</p> <p>申請に至った経緯は以上でありまして、第1号議案の5番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第1号議案の5番の事前審査結果について、5番水澤正明事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第1号議案の5番につきましては、法に定める不許可要件に該当しないため、事前審査会では許可相当であると判断いたしました。</p> <p>ただし、過去の経過を踏まえると、当面注視していくことが必要と考えます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案の5番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p>
3番	<p>確認ですけれども、前に売買したときの価格と変わっていないですね。</p>
事務局	<p>はい。同じでございます。</p>
3番	<p>あと、もう1点。</p> <p>今度譲り受ける方は、畑の管理は十分できるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。申請書の中ではきちんとやることになっておりますので、大丈夫だと思います。もともと畑とかやっつけちゃったと思いましたが、そのように認めました。</p>
3番	<p>そうですか。わかりました。</p>
議長	<p>他ございませんか。</p>
19番	<p>はい。</p>

議長	どうぞ。
19 番	事前審査委員長、当面注視してというような言い方されましたが、もう少し具体的に教えてもらいたいと思います。
5 番	何年か後になるのかわかりませんが、砂の採取といったことも考えられますし、以前に私どもの集落でもそういった案件があった業者さんでありますので、全体を総合的に判断して注視していかなければならないのかなということで、そのように表現させていただきました。
議長	他ございませんか。
24 番	はい。
議長	どうぞ。
24 番	この問題は前回も、8月にこの問題が出てきたわけですが、財界にいがたにだ いぶ騒がれましたよね。それで今また、裁判にかけられて負けたわけだ。また財界に いがたに載るような情報が入っていますよね。また大変なことになるのではないかと 思うんですけどね。
事務局	事務局では答えようがありませんが。
24 番	答えがある、なしじゃなくてね、そういうのをちゃんと監視する必要があるわけだ、 事務局としても。
22 番	よろしいですか。
議長	はい、どうぞ。
22 番	裁判所の命令で、元の所有者に戻しなさいということであれば、しかたないという ことでございますが、ただ、水澤事前審査委員長がおっしゃった砂の採取があるので あれば、やはり農業委員会に報告しなければならないと思うんですね。だからその節 に農業委員会で適切に処理したほうがよろしいんじゃないかと。今ここで、裁判所の 命令に反するわけにはいきませんので。
議長	よろしいですか。今、佐藤さんが言われたとおり、裁判所の和解ということで、こ ういう事態に至ったのが実態でございます。
24 番	表面はそんな感じの流れになっていますけれども、これに対して財界にいがたが騒 ぐような話を耳にしたことがありますので。大変だと思いますよ。あとそれ以上は別

	に。
議長	わかりました。これ以上は、ということでございますけども、他ございませんか。
12 番	はい。
議長	どうぞ。
12 番	この前も話したんですけども、仮にその業者が土地を買うことになっても、農業委員会がその許可をしないことはできないと言っていましたけれど、地域的に見てあの場所は、砂が取れる場所じゃないんですよ。それを農業委員会が許可したとなると、法律には触れてないと言うけれど、あの場所で何万㎡も砂を取るという話なんですけども、農業委員会が許可したとなると、農業委員会の立場もないんじゃないかと思うんですけど。何かいい方法はないんでしょうかね。
議長	事務局ありますか。
事務局	非常に難しいお話で。砂の採れる場所じゃないところでの砂採りの許可を、そちら側でまず許可するわけですよ。あくまでも農業委員会は、農地の一時転用を認めるか認めないかという話になりますので、砂を取って、また農業をやるという申請が出てきたらそれは、書類としてきちんとしたものを出されれば、審査して、その書類上で判断することになると思います。とんでもない内容で出てくれば、そんなのダメだとも言えるでしょうけれど、砂を採ることにに関して、深く掘って、そんなところに砂はないだろうと判断するのは砂利採り側なのかなと思いますので、そちら側が許可するのに、農業委員会が農地として復旧すると言われているものを許可しないわけにはおそらく。あくまでもちゃんとしたものが出てきたらという前提でのお話しになりますけれど。かといって、ちゃんとしたものではない申請をすることは到底思えませんので。そう言ってしまうと、農業委員会なんていらいなのではという話につながるころだと、この売買の前の時、私も正直思ったんですけども、どうしても形式的審査というか、実質的なところに立ち入っての審査はおそらくできないだろうと、今のところは考えております。今はあくまでもこの売買の話で、その先はもう、その時としか言いようがないと考えております。以上でございます。
5 番	ちょっといいですか。
議長	はい、どうぞ。
5 番	関連してですけれども、農業委員会に上がる前に、地域のいわゆる畑の所管である築地土地改良区さんの同意なり、また隣接者。また現場を見ると、仮にそういうことがあったとしても、ダンプ等が出入りする大きな道路というような、条件的には整っていないんですよ。したがって、隣接者の同意なり、土地改良区の同意がなくても、書類上強硬突破、法的にできるのかできないのか。できないとなれば、地権者という

	<p>か、隣接者なり所管の土地改良区さんの同意が仮にないとなれば、その時点であきらめるしかないという判断になるのかなと思いますけども、そこらへん確認させてください。</p>
事務局	<p>まず、土地改良区さんの話からいきますと、同意じゃなくて、あくまでも意見を求めるものと、県に照会したところそのように回答をもらっています。ですので、意見は意見ですので、同意しないという意見でも、それはやむを得ないものだと。同意なしではできないということではない、ということです。あと、隣接者の同意は、許可の申請書に必要な添付書類というものがあるんですけど、土地改良区さんの意見書は法定の添付書類なんですけれど、たぶん隣接同意は法定ではないと思いました。今ははっきりとは言えないんですけど、たしか、そうだったと思いましたので、同意がないからといって不許可にすることはできなかったと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>よろしゅうございますか。</p>
5 番	<p>はい。</p>
議長	<p>ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>では、これで質疑を終わってよろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">(はいの声)</p>
議長	<p>ということで、だいぶご意見はあったようでございますけども、異議なしということで認めてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(はいの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、ここで花野会長に、入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(花野会長・入室)</p>
議長	<p>第1号議案の5番については、許可することに決定いたしました。</p> <p>それでは、ここで議長を交代させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議長交代)</p>
議長	<p>議長を交代します。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。 議案書2ページをお願いします。 第2号議案は、駐車場整備のための転用であります。 この案件は、鷹ノ巣地内の休耕田を駐車場として利用するための転用ですが、およそ20年前の新社屋建設の際に、以前に転用の許可を受けていた隣接地と同様に申請地も許可を受けているものと勘違いをし、駐車場にしてしまったものであります。 なお、今後は再発防止に努める旨の始末書が提出されていることを申し添えます。 以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 このページの下に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、5番水澤正明事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。 第2号議案は、事前審査会ではやむを得ないものとして、許可相当と判断いたしました。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せずに許可することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、第2号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。 次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。</p>

	<p>第3号議案は、個人住宅建設のための転用であります。</p> <p>この案件は、あかね町地内の第3種農地である休耕畑に個人住宅を建設するための転用であり、売買価格は坪〇〇〇〇円であります。</p> <p>以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>このページの下に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、5番水澤正明事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案は、個人住宅建設のための転用であります。</p> <p>現地を確認しましたが事前着工もありませんでしたので、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せずに許可することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第3号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>第4号議案は所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の所有権移転をご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>1番の案件は、柴橋地内の田につきまして、諸事情から譲渡人が早期の売買を希望し、近隣の耕作者が譲り受けることとなったものでありまして、6,630㎡を総額〇〇〇〇円、10aあたりおよそ〇〇〇〇円で売買するものであります。</p>

	<p>2 番の案件は、八幡地内の田につきまして、長い間、譲渡人自身は耕作していないことから、近くの農家を買ってもらうことを希望し、現在の耕作者が譲り受けることとなったものでありまして、905 m²を総額〇〇〇〇円、10a 当たりおよそ〇〇〇〇円で売買するものであります。</p> <p>3 番の案件は、築地地内の畑につきまして、譲渡人自身は耕作しておらず後継者もないことなどから、現在の耕作者が譲り受けることとなったものでありまして、876 m²を総額〇〇〇〇円、10a 当たりおよそ〇〇〇〇円で売買するものであります。</p> <p>いずれの案件も、譲受人はあっせん台帳に掲載されている農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の所有権移転の 1 番のあっせん審査結果について、16 番志村政美あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
16 番	<p>第 4 号議案、所有権移転の 1 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 1 月 5 日、農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手につきましては、負債整理のため一刻も早く申請地を売りたいとのことでした。買い手は認定農業者であり、経営面積及び経営状況等も問題ありませんし、申請地の隣地を耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第 4 号議案の所有権移転の 2 番のあっせん審査結果について、14 番森田謙あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
14 番	<p>第 4 号議案、所有権移転の 2 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 12 月 14 日、農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にてあっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手につきましては、申請地を長年耕作しておらず今後も耕作するつもりもないということから売りたいとのことでした。買い手は申請地を含め隣地を耕作しており効率的ですし、経営面積、経営状況等も問題ありませんし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第 4 号議案の所有権移転の 3 番のあっせん審査結果について、11 番白塚幸二あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>

11 番	<p>第 4 号議案、所有権移転の 3 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 1 月 10 日に農業委委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手につきましては、長年農業をしておらず後継者もないなどの理由から申請地を売りたいとのことでした。買い手は認定農業者ではあり、耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、申請地を含め隣地を耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第 4 号議案の所有権移転の事前審査結果について、5 番水澤正明事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転につきましては、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題はなく、事前審査会ではいずれの案件も承認相当であると判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑ないので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第 4 号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案の利用権設定を議題といたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>初めに第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 60 番を審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 60 番をご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 60 番は、中間管理事業により賃借権を新規に</p>

設定するものが10件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが4件、同じく再設定するものが2件、賃借権を新規に設定するものが12件、同じく再設定するものが30件、使用貸借による権利を新規に設定するものが2件であります。

1番と2番は、中間管理事業により9年間又は10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は1番が20,000円、2番が18,000円であります。

議案書4ページをお願いします。

3番から9番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円から23,000円であります。

議案書5ページをお願いします。

10番は、中間管理事業により8年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は17,200円であります。

11番から14番は、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円から23,000円であります。

15番と16番は、農地利用集積円滑化団体を代理人として、3年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は15番が23,000円、16番が22,000円であります。

議案書6ページをお願いします。

17番と18番は、労力不足を理由として、認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は17番が18,000円、18番が5,000円であります。

19番と20番は、労力不足を理由として、6年間の使用貸借による権利を新規に設定するものであります。なお、19番と20番のいずれも、耕作放棄地再生利用緊急対策事業により、現在は耕作放棄地となっている畑を再生して営農を再開するものであります。

21番から23番は、労力不足を理由として、認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は21番が21,000円、22番がコシヒカリ120kg、23番が20,000円であります。

議案書7ページをお願いします。

24番から30番は、労力不足を理由として、認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は24番が15,000円、25番と26番が8,000円、27番が5,000円、28番が2,000円、29番がコシヒカリ45kg、30番がコシヒカリ30kgであります。

議案書8ページをお願いします。

31番から37番は労力不足を理由として、認定農業者に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は18,000円から26,000円であります。

議案書9ページをお願いします。

38番から44番は、労力不足を理由として、認定農業者等に3年間又は5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は38番が20,000円、39番から44番が16,000円であります。

議案書10ページをお願いします。

45番から51番は、労力不足を理由として、認定農業者等に3年間から10年間の

	<p>賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 15,000 円であり ます。</p> <p>議案書 11 ページをお願いします。</p> <p>52 番から 58 番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 5 年間から 10 年間の 賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 43kg から 80kg であり ます。</p> <p>議案書 12 ページをお願いします。</p> <p>59 番と 60 番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 3 年間又は 6 年間の賃借 権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 59 番がコシヒカリ 43kg、60 番がコシ ヒカリ 30kg であります。</p> <p>以上、いずれの案件も、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとし て、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 60 番の事前審査結果について、5 番水澤正明事 前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 60 番は、中間管理事業により賃借権を新規に 設定するものが 10 件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが 4 件、同じ く再設定するものが 2 件、賃借権を新規に設定するものが 12 件、同じく再設定する ものが 30 件、使用貸借による権利を新規に設定するものが 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会ではいずれの案件も承認相 当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 60 番について、事務局及び事前審査 委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質 疑願います。</p>
17 番	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
17 番	<p>私の勘違いかもしれませんが、中間管理機構に出す場合は 10 年間の白紙委任 ということだったと思いますが、1 番と 10 番の案件に関しては、そのようになってい ないが、そこをお願いします。</p>
事務局	<p>交付金をもらう場合は 10 年間貸さなくてはいけないということですが、10 年間という決まりはないです。</p>
17 番	<p>はい、わかりました。</p>

議長	<p>他にございませんでしょう。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第4号議案の利用権設定の1番から60番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第4号議案の利用権設定の1番から60番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定の61番から67番を審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇〇〇委員、〇〇番〇〇〇〇委員、〇〇番〇〇〇〇委員、〇〇番〇〇〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p>(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の61番から67番をご説明いたします。</p> <p>61番から67番は、賃借権を新規に設定するものが1件、同じく再設定するものが6件であります。</p> <p>61番は、労力不足を理由として認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ80kgであります。62番から65番は労力不足を理由として、認定農業者に5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は15,000円であります。</p> <p>議案書13ページをお願いします。</p> <p>66番と67番は、労力不足を理由として、5年間又は3年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は66番が14,000円、67番が8,000円であります。</p> <p>以上、61番から67番のいずれの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の61番から67番の事前審査結果について、5番水澤正明事前審査委員長から審査結果の報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の61番から67番は、賃借権を新規に設定するものが1</p>

	<p>件、同じく再設定するものが6件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定の61番から67番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の61番から67番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それではここで、議事参与により退室した委員に、入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の61番から67番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、日程第3の第1号議案から第4号議案までの審議を終了いたしました。</p>
3番	<p>議長、ちょっといいですか。</p>
議長	<p>どうぞ。</p>
3番	<p>興味があったので、話を聞かせてもらいたいんですけど、4号議案の19番と20番。耕作放棄地云々という話があったんですが、どういう経緯でこのような形で出てきたのか、わかる範囲で結構です。</p>
事務局	<p>以前にその場所を借りて作っていたことがあると思いますが、現在は近くを耕作していて、そういった事業があることをどのようにお知りになったかはわかりませんが、それが該当になるということでその場所でやることになりました。</p>
3番	<p>じゃあ、かなり長い間耕作されていなかった。</p>
事務局	<p>そうだと思います。ある程度ひどい状態になっているからこそ、色んなことをやっ</p>

	<p>て事業費がかかるから、その半分ぐらいを貰うというもので。胎内市ではこれで2件目でございます、秋頃にも1件ありましたが今回も同じようなケースということでございます。</p>
3番	<p>わかりました。どうもすみませんでした。</p>
議長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">(はいの声)</p>
議長	<p>次に日程第4の報告第1号「胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者の評価結果について」と報告第2号「農地法第4条第1項第8号の該当による届出について」を報告いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>報告第1号をご説明申し上げます。</p> <p>議案書14ページをお願いします。</p> <p>報告第1号につきましては、胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程に基づき、農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会が候補者の評価を行った結果を報告するものであります。</p> <p>評価委員会では、推進委員の募集に対して応募等のあった方たちについて、これまでの活動歴を審査し、併せて推進委員としての欠格事由に該当していないかどうかを確認いたしました。その結果、乙地区については、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんを、築地地区については、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんを、中条地区については、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんを、黒川地区については、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんを、候補者にふさわしいと決定いたしました。</p> <p>なお、評価委員会における評価の結果の報告を受けて、農業委員会が推進委員の候補者を決定することとなりますが、その決定は新たな農業委員会が行うため、それまでの間は、この方たちを推進委員の内定者とさせていただきます。</p>
19番	<p>すみません、いいですか。</p> <p>記憶違いだったら申し訳ないですけど、各地区から2名ずつという話だと思ったのですが、これを見ると乙地区は、乙地区1人とあと黒川地区が1人入っていますよね。こういうのが前例になるのですが、もう決まったことを私はどうこう言える立場にないんですけども、最初に言ったことは約束ごとだったのかなと考えると、どうも腑に落ちないんですが、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>地区で募集するというのはその通りでございます、地区で2人というのは、地区の方を2人募集するわけじゃなくて、あくまでもそこを担当していただく推進委員さんを各地区2名ずつ募集することです。これは何も変わっておりませんし、それこそ市外の方でも応募もできるし、市外の方を推進委員さんに選ぶこともできますので、そこは最初から変わっておりません。以上でございます。</p>

19 番	<p>じゃあ、私の勘違いなんですけども、これが前例になるんですが、納得がしないような感じはします。というのは、将来の、農業委員さんになることを前提に考えてみると、最初私が言ったような、各地区から出てもらえれば一番ありがたかったかなということでございますので。私はあえて反対とかじゃなくて、未来に向かった意見として考えてもらえればありがたいです。</p>
事務局	<p>さっき申しましたのはあくまでも、そういうものだという話で。〇〇委員さんが言うように、その地区出身でそこを良く知っていて、今後そこを農業委員さんや推進委員さんとして担っていかれる方が出ていただければ、それが望ましいお話なんですが、2人期間内に手を上げた方がいて、資格に該当する方ですので落とすことはできない話で。もちろん〇〇委員さんがおっしゃるのが望ましい、そして今後そのようになれば一番いいわけで、そのように次はなればいいと、個人的な考えですけど、思いますが。私もそれが悪いとは少しも思っていないで、そのとおりだと思います。</p>
19 番	<p>もう一つ。 個人の名前を挙げて悪いんですけども、〇〇〇〇さんは乙地区に出たいと報告が来たんですか。</p>
事務局	<p>農業委員さんと違いまして推進委員さんは、応募なり推進する地区を明示して届出しますので、乙地区ということで、</p>
19 番	<p>本人からそういう届出があったんですか。</p>
事務局	<p>そうです。どこでも良いと出てきて、そこに割り振ったのではなくて、乙地区ということで手を上げてもらったんで、そのように決めたということでございます。</p>
議長	<p>よろしゅうございますか。</p>
19 番	<p>本人がそういうふうに、乙地区をやりたいと言ってきたのであれば、これはしょうがないですけど。自分としては、たしか前に農業委員さんをやっていましたよね。そう簡単にそういう書類が出たのかなというか、乙地区をやりたいと言ったのかなというのが。</p>
16 番	<p>今度農業委員の時にこういうことがあった場合はどうなるんですか。</p>
事務局	<p>それもやむを得ない話で。それこそ住所要件がないぐらいで、地区どころか市外の方でも手を上げる方がいて、その方がふさわしいと認められれば、それは。本当に建前の話で恐縮なのですが。いや、そんな人は入れられないと言いたいし、〇〇さんの言うとおりで言いたいのですが、建前上はあくまでも公平だし、公正だし、どなたでも手を上げる権利があるということでございますので、ご理解をお願いしとうございます。</p>

議長	<p>いいですか。 はい。次。</p>
事務局	<p>続きまして、報告第2号をご説明申し上げます。 報告第2号であります。1月5日付けで農地法第4条第1項第8号の該当による届出があったことを報告するものであります。 いわゆる2a未満の自己転用に限り農地法における転用許可が不要とするものであります。築地地内の畑39㎡を農機具格納庫に転用したいとして、このたび届け出がありました。 下に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で日程第4の報告を終わります。 これで、本日の全ての日程を終了致しました。 これを持ちまして、平成30年1月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成30年1月25日

議 長

24 番

5 番
